

令和4年度 横浜市予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

全世界を恐怖と不安に陥れている新型コロナウイルス・変異ウイルスの感染拡大は、間近に迫ったオリンピック・パラリンピックの開催をはじめ世界経済にも甚大な影響を及ぼしており、国内の地域経済においても例外ではありません。

また、深刻な問題として人口減少と高齢化の進行に伴う担い手不足は、全産業に共通する課題であります。地域建設業にとっては、「担い手不足の解消」、「若年層の就業者確保」に取り組み、更に週休2日制工事の推進など労働環境の改善を図り推進していく必要があります。

当協会も、これまで週休2日制実現などの改善を目標に掲げて、横浜市予算要望、各局対話会の機会などを通じて、発注者・受注者が共通の認識のもとで、適正な工期の設定、発注・施工時期の平準化、適正な賃金水準の確保、書類の簡素化などに総合的に取り組んで頂くことを要望してきました。

以上のように、今後の建設産業の様々な課題に立ち向かっていくためにも、令和4年度予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 働き方改革について

働き方改革の推進に向けて、4週8閉所の指定工事の増大とそれに伴う充実した予算の確保を要望します。

2. 週休2日制に関する施工について

(1) 週休2日制の実施に向けた工期の見直し・適正単価の設定について

建設業に従事する技能労働者不足がさらに加速する中、市発注工事の工期は従来の基準による設定となっています。

技能労働者不足により少人数の施工とならざるを得ない現状で、工期遵守のために長時間労働を強いられることになり、休日取得は一層難しくなっています。そのため、週休2日の確保は至難となり、建設業の魅力アップから離れていく状況です。

将来の担い手確保のため、週休2日を実現できるよう、適正な工期と、適正単価の設定を要望します。

(2) 週休2日制確保モデルと熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領について

週休2日制確保モデルにおいて、土曜および祝日作業の振替休日は発生日から2週間以内となっていますが、発生日から1か月以内として頂くよう要望します。

また、工期が比較的長い工事においては、週休2日制確保モデルと熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領を一元管理できるフォーマットを作成して頂くよう要望します。

3. 防災対策に伴うインフラ整備について

東日本大震災から10年を経て、インフラに対して更なる対応を切に感じています。老朽化している隧道や橋梁に対しての補強予算の増大および、下水道管、水道管の敷設替や補強、また、港湾施設整備対策の充実を要望します。

4. まちづくりや景観及び公共施設の再整備について

主要道路の無電柱化および歩道のバリアフリー化など環境整備の充実や、老朽化した公共施設の建替や再整備（学校、住宅、公園等）のための予算の充実化を要望します。

5. 発注時期の平準化について

水道工事など発注が一時期に集中すると、下請業者が不足し、応札出来なくなるので、工事発注の平準化を要望します。

6. 労務単価のアップについて

現場の悪条件の中で働いている作業員の生活改善を図ることが、建設業を支えることにつながると思います。外国人頼りでは経費もかかり安全面も危惧されるため、労務単価のアップを要望します。

7. 最低制限価格算出式の改善について

福利厚生を充実しなければ、若年層の入職は厳しい状況にあり、また女性の入職が他産業より低い要因としても考えられるため、最低制限価格算出式の一般管理費の掛け率を上げて頂くよう要望します。

8. 設計変更増の3割上限について

当初設計からの設計変更増について、道路局河川事業課発注工事では130%が上限です。当初額の130%以内が変更増の条件ということで、工事終盤で数量調整が行われています。監督員との協議の上で必要とされる工事については、130%を超える場合にも認めて頂くよう要望します。

9. 設計価格の見積査定率について

採用された設計見積りについて、標準査定率よりも金額が高く、採用された設計単価を上回る工事もあるので、見積り徴収時に査定率の公表を要望します。

10. 設計変更、工期変更および担当者の対応について

設計変更の増減について、役所都合による変更の場合は変更増が30%以上になっても増額となり、それ以外は30%以下にされてしまいます。また、工期についても同様です。工事発注する側の変更等については、何でも有りとしか思えませんので、適正な対応をして頂くよう要望します。

さらに、設計変更作業については、竣工検査の間近まで数量、金額が決まらないケースが多々あり、検査書類が整理できない状態です。役所担当者のレベルアップを望むため、教育、指導して頂くよう要望します。

11. JV(WTO) 工事発注条件について

JV(WTO) 工事で3JVでの発注時に、第2・第3構成員の会社への実績および技術者への実績の条件を緩和し、JV工事に参加しやすくして頂くよう要望します。

特に土木のシールド工事など市内業者が普段実績をつけにくい工種で、会社や技術者の実績を付けていきたいです。

12. インセンティブ発注に影響する工事点数の採点基準について

各局技術監理課の検査官により、点数の良し悪しが出ています。検査官の採点基準の統一化を図り、検査官による点数のばらつきをなくすよう要望します。

13. 設計図と設計書の不整合による適正な対応について

今年度に施工した工事において、設計図と設計書の不整合が多く発生しましたが、工事期間中に担当監督員や委託監督員に申し出ても、増額は認めない、減額は実施するという姿勢で対応されました。また、増額が認められた場合でも、変更に関する設計図の作成業務を設計者ではなく請負人に強制されました。

増額や業務指示先について適正な対応を要望します。

14. 建築工事発注について

建築工事の発注において、物件により契約しても建築確認計画通知がおりていないことがあります。工事着手時期・工期遅延などの影響が生じますので、建築確認計画通知が確実におりた上での発注を要望します。

15. 入札のとびらへの重要なお知らせのメール配信対応について

入札のとびらで、入札の中止や延期、入札制度の変更など重要なお知らせが掲載されていますが、見落としてしまう事もありますので、資格申請時に登録しているメールアドレス宛てに、随時メール配信して頂くよう要望します。

以上